

議第130号

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

県有自動車の運転事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

6, 0 8 2, 9 0 5 円

（参 考）

平成30年 2 月20日（火）15時 5 分頃滋賀県長浜市加納町地先の市道において、長浜警察署職員運転中の県有自動車での県側の不注意による事故により、
に対し、損害（人身）を与えたことによる賠償金である。